

令和8年度 地域・農業活性化担い手支援事業

G. 鳥獣被害削減・防止対策費用の助成

事業内容	
募集期間 (申請期間)	令和8年4月1日～令和9年1月21日(担い手サポートセンター必着)
対象者	J Aの組合員である農業者・生産者組織・農業法人
助成対象	販売目的の農作物を栽培する農地に設置し、専ら野生鳥獣の農地への侵入防止に用いる防護柵(支柱・クリップ・結束バンドなどの防護柵設置に必要な部材を含む)です。 ① 電気柵 ② ワイヤーマッシュ柵 ③ 金網柵 ④ 防鳥防獣ネット ⑤ トタン 注) 令和8年4月1日から令和8年12月末までに購入(代金の支払いを完了)および、あわせて農地への設置を完了して下さい。
助成金額	助成対象となる防護柵の設置費用(税抜)から市町村等の交付する補助金を除いた金額を対象として、以下の申請回数ごとに応じた金額 【1回目】対象金額の50%または5万円のいずれか低い金額 【2回目】対象金額の25%または2.5万円のいずれか低い金額 ※ 助成総額には上限があります。そのため、多数の申請があった場合には助成要件を満たしていても助成が受けられないことがあります。
申請手続き (申請時に必要な書類)	【本申請】※物件購入後(代金支払い完了および防護柵の設置が完了後) <input type="checkbox"/> 助成金申請書(様式G3-1) <input type="checkbox"/> 助成対象物件の写真(所定の「地域貢献活動ステッカー」を貼付した状態で撮影したもの) <input type="checkbox"/> 購入代金が支払い済みであることを証明する書類(領収書等の写し) <input type="checkbox"/> 農業リスク診断を受けたリスクチェックシート <input type="checkbox"/> 市町村等で防護柵設置補助事業を実施している場合は補助金の交付申請書や交付決定通知書の写し
助成金の支給にあたっての条件等	① 申請する方には農業リスク診断を受けていただきます。また、助成対象の防護柵には農業支援活動ステッカー(裏面参照)を貼付していただきます。 ② 農地の所在する市町村等において、防護柵設置に対する補助金を支給している場合は、その申請を行ってください。 ③ 平成29年度から令和8年度までの間、この助成金の支給は1世帯・農業者等につき2回までとなります。(同一年度内では1回限り) ④ 防護柵を設置する際は、必ず埼玉県が実施している「農作物鳥獣害防止指導者育成研修」の修了者からの指導を受けてください。 ⑤ 助成金申請時に助成対象の防護柵を設置した成果等について報告していただきます。
助成金支給時期	① 7月末まで提出 : 9月末までに振込 ② 9月末まで提出 : 11月末までに振込 ③ 11月末まで提出 : 1月末までに振込 ④ 1月21日まで提出 : 3月末までに振込

令和8年度 地域・農業活性化担い手支援事業

「JAグループさいたま地域応援企画」は、がんばる担い手農家を応援するためのJAグループ独自の助成事業です。ぜひご活用ください！

詳しくは、お近くのJAまでお問い合わせください

JA・JA埼玉県担い手サポートセンター・JA共済連



農業のために 地域のために 明日のために

JA共済の地域貢献活動



農業のために 地域のために 明日のために

JA共済の
地域貢献活動

©2017 JA-KYOSAI

JA共済は農業支援活動を実施しています

